

令和3年度

愛知県雇用対策協定に基づく事業計画

令和3年3月

愛知県 愛知労働局

目 次

第1 趣旨

第2 連携・協働して推進する取組

1 雇用機会の確保と就職支援

- (1) コロナ禍の厳しい経済・社会状況下での雇用機会の確保と労働移動の支援 1
- (2) 新卒者等若者の就職支援 3
- (3) 高齢者の活躍推進 5
- (4) 女性の活躍・男性の育児休業取得等の推進 6
- (5) 外国人の活躍推進 8
- (6) がん等の疾病による長期療養が必要な者に対する就労・両立支援 9

2 働き方改革による労働環境の整備

- (1) 長時間労働の削減とワーク・ライフ・バランスの実現 10
- (2) 良質なテレワークの普及促進 12
- (3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 12

3 障害者の活躍促進

- (1) 「あいち障害者雇用総合サポートデスク」等による就労・定着支援の強化 14
- (2) 企業に対する障害者の雇入れ支援等の強化と雇用率達成指導等の強化 14

4 就職氷河期世代の活躍支援

- (1) 社会気運の醸成・効果的な周知広報の実施 15
- (2) 不安定な就労状態にある者への支援 16
- (3) 長期間無業状態にある者への支援 17
- (4) 社会参加に向けた支援が必要な者への支援 17

5 産業人材育成の促進

- (1) 地域の社会経済活動を支える人材の確保・育成 18
- (2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練等の実施 19
- (3) モノづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成 21

平成 28 年8月 22 日に締結した愛知県雇用対策協定第2条に基づき、次のとおり、令和3年度において愛知県と愛知労働局が連携・協働して実施する取組等の事業計画を定める。

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、愛知県が将来にわたり活力ある社会を維持し、「日本一元気な愛知」を実現するためには、地域を支える「産業力」、「人財力」、「地域力」をより一段と高める必要があり、「モノづくりをはじめとする産業人材の確保・育成」、「すべての県民が活躍できる社会の実現」、「安心して働ける環境整備のためのワーク・ライフ・バランス、働き方改革」等の取組を推進していくことが重要である。

具体的には、コロナ禍の厳しい経済・社会状況下での雇用機会を確保するため、若者、女性、高齢者、外国人など様々な人材の就職支援と企業における事業継続や雇用維持を支援する。

また、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現のため、長時間労働の是正や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等といった「働き方改革」の推進、障害者雇用の促進を図るため、多様な障害特性に応じたきめ細やかな就労支援と職場定着の推進、就職氷河期世代の活躍支援のため「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を中心とした社会全体で就職氷河期世代の就職や正社員化、職場定着の促進及び多様な社会参加を支援する気運の醸成を図る取り組みや、経済のグローバル化や少子高齢化の中で経済を成長軌道に乗せるため、モノづくり産業や人手不足産業における人材の確保・育成を促進するための施策を推進することとする。

第2 連携・協働して推進する取組

1 雇用機会の確保と就職支援

労働力人口が減少する中、企業における雇用の安定を図るため、女性、若者、高齢者、外国人、がん等の疾病により長期療養が必要な者など、様々な人材の就職支援を実施するとともに、企業における環境整備を支援する。

(1) コロナ禍の厳しい経済・社会状況下での雇用機会の確保と労働移動の支援

【概要】

コロナ禍の厳しい経済・社会状況下での雇用機会を確保するため、地域における安定した雇用を創出するとともに、ニーズに適合した人材の育成を推進し、また、東京圏等から地方への人の流れをつくり、生活との調和のもとに地域で安心して働くことができる雇用環境等を整備する。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知県と愛知労働局(ハローワーク)が協働して「雇用・労働個別相談会」を開催し、離転職者への就職支援を行う。
- ◇ ウィンクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内で、労働相談や、職業適性相談コーナーにおけるキャリアカウンセリング、職業適性検査等を実施するとともに、就労支援コーナーにおいて求職者等に対する求人情報の提供、職業相談・職業紹介、就労支援セミナー等を行うなど、一体的に就職支援を実施する。

- ◇ 民間事業者への委託により、就労支援セミナー受講者等を対象とした就職面接会、企業職場見学会等を実施する。
- ◇ 求人意欲のある中小企業に対して、UIJターンによる人材確保の支援等について周知を図る。
- ◇ 移住支援金を利用したUIJターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する「中途採用等支援助成金(UIJターンコース)」について、移住支援金対象求人を掲載する県のマッチングサイト等を通じて周知・啓発を行う。
- ◇ 「第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、2060年に720万人程度の人口を確保するという展望の実現に向け、産業振興や雇用対策、子育て支援など幅広い政策に総合的に取り組む。
- ◇ 労働者団体・使用者団体・学識者・行政が一堂に会する「愛知県政労使協議会」において、経済と雇用の好循環実現に向けた様々な課題の解決を図る。
- ◇ 「あいちUIJターン支援センター」において、愛知県へのUIJターンを希望する方に仕事と生活に関する情報を一元的に提供していく。
- ◇ 「愛知県『失業なき労働移動』推進プラットフォーム」を共同事務局として設置し、一時的に雇用過剰となった企業の従業員の雇用維持を図るため、各種機関と情報の共有を図ることにより、県内企業に対して人材マッチング支援を行う。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者等を対象に、地域別就職面接会を開催する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 新型コロナウイルス感染症により離職を余儀なくされた求職者について、ハローワーク毎に地域の特性など多様な就業ニーズを分析し、分析に基づいた「地域の求職者が応募したいと思える求人」「働きやすい求人」の求人開拓に取り組む。
- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大に配慮した、オンラインによる職業相談・職業紹介を県下すべてのハローワークにて実施する。
さらに、面接会やセミナーについても、利用者の利便性を加味し、オンラインによる開催を積極的に取り組む。
- ◇ 「地域雇用活性化推進事業」の実施対象となりうる全ての自治体に対して、応募意向調査を実施し、応募を検討する自治体に対しては、応募検討段階から地域雇用活性化支援アドバイザーによる事業構想提案書の策定などに係る相談・支援をはじめ、必要に応じた助言等を行う。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点」において、県内中小企業の経営者等に経営革新を促し、そのために必要な人材の確保をサポートしていく。
- ◇ 愛知の強みである「住みやすさ」について、これから居住地の選択を伴う転機を迎える若年層を中心に、広くPR事業を展開し、本県への人口流入・定着を促進する。
- ◇ 首都圏等へ進学した学生へ県内の中小企業、就職イベント等の情報を提供するため、大

学訪問、学内就職相談会等に参加する。

- ◇ 東京 23 区から移住する就業者や起業者等に対して「移住支援金」を支給する市町村への補助制度を実施する。(移住支援金:世帯の場合は 100 万円、単身の場合は 60 万円)
- ◇ 新規学卒者等の就職活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症の拡大状況の影響を受けにくい Web 版合同企業説明会を開催する。

(2) 新卒者等若者の就職支援

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による就職動向の変化を注視しながら、若者が次代を担うべき人材として活躍できる環境の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による就職動向に注視するとともに、第二の就職氷河期世代を作らないとの観点から、新卒者等への就職支援を強化し、正社員就職を支援する。

なお、事業主、学生等に対する「青少年の雇用の促進等に関する法律」の周知はもとより、職場情報提供制度や新卒求人不受理制度、また、若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度(ユースエール認定企業)等の取組を積極的に実施する。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 就職活動前の学生に中小企業の魅力を伝えるため、愛知県と「新卒応援ハローワーク」が共同して、メッセナゴヤに企業研究支援ブースを出展する。
- ◇ 「あいち若者職業支援センター」と「愛知新卒応援ハローワーク」及び「愛知わかものハローワーク」において相互に連携し、「ユースエール認定」事業の周知拡大に努め、学生等が中小企業に目を向けるよう取組を一層推進する。
- ◇ これから社会に出て働くこととなる高校生が安心して働けるように、労働基準法を中心とした働くことのルールや制度についての知識を付与する「労働関係法講座」を実施する。
また、愛知県教育委員会とも連携し、特に、工業科を始めとする職業学科を設置する各学校に授業等で取り込まれるよう要請し、労働関係法の普及促進を図る。
- ◇ 小中学校の教員のモノづくり中小企業への理解促進と今後の児童の職場体験活動、職業観の醸成等のキャリア教育に役立てるため、教員を対象に、企業見学会を開催する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 「愛知新卒応援ハローワーク」において、就職支援ナビゲーターによる大学等への訪問強化、施設に関する周知・広報を図り、大学等の学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象として、担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナー、ミニ就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
- ◇ 「愛知わかものハローワーク」において、35 歳未満の若年者を対象とした職業相談・職業紹介、各種セミナー、就職面接会及び就職後の定着支援を実施する。
また、自信をつけて正社員就職を目指せるよう「就活クラブ」を開催するとともに、職場見学やミニ就職面接会を効率的に実施する。
さらに、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、職業訓練への誘導、あっせんを行う。
- ◇ 働こうとする意欲のある若年無業者や学校中退者等の支援のため、地域若者サポートス

テーションとの連携強化を図り、ハローワークでは担当者制による就職支援を実施する。

- ◇ 中学校、高等学校については、各ハローワークの就職支援ナビゲーターが、また、大学等については、愛知新卒応援ハローワーク、ハローワーク豊橋及び刈谷の就職支援ナビゲーターが、学校毎の担当者制により、各地域の大学等における就職担当部署と連携し、よりきめ細やかに個々の新卒者等の就職を支援する。
- ◇ 「ユースエール認定企業」についての周知、及び認定企業のPRについて積極的に取り組む。
- ◇ 中学生から大学生を対象に、仕事の実態、就職に向けての心構え、企業が求める人材など職業に関する知識を身につけ、主体的により幅広い視野で職業選択や就職活動を行うことができるように「職業意識形成支援事業」として主に以下の支援を実施する。
 - ア 学校内企業説明会
 - イ キャリア探索プログラム(職業講話)の実施
 - ウ 職業適性検査の実施支援
 - エ 就職ガイダンスの実施

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 未就職卒業者等に対して、キャリアカウンセリング、社会人基礎力を学ぶための研修及び紹介予定派遣制度を活用した職場実習等を実施する。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により急速に進展する採用活動やインターンシップのオンライン化に対応できていない中小企業を支援するセミナーを開催する。
- ◇ 「あいち若者職業支援センター」において、大学等の学生から45歳未満までの者を対象として、職業選択に関する悩み相談、本人や家族に対する就職相談、職業訓練情報の提供、各種セミナー等を実施する。
- ◇ 委託訓練活用型デュアルシステム訓練における、学卒未就職者(学校(大学、高校、専門学校等)の卒業(中退含む)後3年以内の方)の優先受け入れ等を通じ、若年未就職者の就職を支援する。
- ◇ 市町村が開催する就職イベントに県がアドバイザーを派遣し、県と市町村が連携して地域の若者がキャリア形成するための各種相談に対応する。
- ◇ 「ヤング・ジョブ・あいち」のホームページや合同企業説明会などの機会を活用し、就職企業を選ぶ際の参考としてもらえるよう、愛知ブランド企業やファミリー・フレンドリー企業などの県内優良企業の情報を積極的に提供する。

また、中小企業の魅力を発信するため、大学のキャリアセンターと連携し、中小企業経営者と学生との交流会を開催する。
- ◇ 学生が中小企業を含めた幅広い就職活動に臨めるよう、中小企業等の魅力を発信するとともに、企業研究を支援し、産業人材の人材確保を促進する。
 - ア 就職ガイドブックの作成
 - イ 愛知ブランド企業出前講座の開催
- ◇ 高等技術専門校の訓練生にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行い、就職意識の醸成を図る。
- ◇ 産業人材育成ポータルサイトのキャリア教育支援企業の登録件数の増や、利用促進を図る。

(3) 高年齢者等の活躍推進

【概要】

少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、高年齢者等の雇用・就業環境の整備を図る。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 改正高年齢者雇用安定法(65歳までの雇用確保措置義務、及び70歳までの就業確保措置努力義務)の周知啓発を図る。
- ◇ 「生涯現役促進地域連携事業(委託事業)」について、実施に向けての助言や情報交換等を行うとともに、ハローワークの窓口機能を活用して、高年齢者の就職促進を図る。
- ◇ 希望者全員が70歳まで継続して働ける雇用環境の整備を着実に進め、さらに意欲と能力があれば年齢に関わりなく働くことができる社会を実現するため、「高年齢者雇用推進セミナー」を開催し、事業主等への啓発を図る。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 改正高年齢者雇用安定法の制度の趣旨や内容について、事業主等に対する周知徹底を主眼とする、愛知労働局及びハローワークによる啓発・指導を実施する。
- ◇ 65歳までの高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対して、愛知労働局及びハローワークによる助言・指導を確実に実施する。
- ◇ 企業に対して、積極的な高年齢者向けの求人開拓と併せ、65歳までの定年引上げや65歳を超える継続雇用等の導入に向けた助成措置、支援等について情報提供を行い、65歳以上の雇用促進を図る。
- ◇ 65歳以上の高年齢者の就労を重点的に支援するため、県内15か所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、就労経験や職業生活の再設計に係る支援を充実・強化するとともに、個別支援や各地域における高年齢者就職面接会の開催等により再就職の促進を図る。
- ◇ シルバー人材センター事業を一層効果的なものとするため、ハローワークとの連携により、団塊世代を中心とした新規会員の拡大及び就業機会の拡大の取組を支援し、地域と高年齢者のニーズに的確に対応した就業機会の安定的な確保・提供を図る。
- ◇ 高年齢者の就労数の増加に伴い労働災害による死傷者数が増加している実態を踏まえ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく「職場環境の改善」、「高年齢者の特性を考慮した作業管理」、「健康や体力状況の把握とこれらに応じた対応」、「安全衛生教育」などの推進を図る。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 求職活動を行っている概ね45歳以上の中高年齢者に対し、再就職に必要な知識を身に付けるため、「中高年齢離職者再就職支援セミナー」を開催し、円滑な再就職を支援する。
- ◇ 県が実施するセミナー等において、生涯現役促進地域連携事業の周知を積極的に行うとともに、実施主体である公益財団法人愛知県労働協会に対し、高年齢者雇用に係る情報

提供等を行い、事業の円滑な実施を図る。

- ◇ 高年齢者の活躍の場の拡大を図る企業と、就労意欲のある高年齢者とのマッチングの機会を提供し高年齢者の雇用を促進することで、高年齢者の雇用・就業環境の整備を図る。
- ◇ 「高齢者社会参加推進事業」において、高齢者等に対し、自らの健康状態等に応じた、就労、コミュニティビジネス、ボランティア活動等へ参加するための一体的な情報提供などを行う市町村モデル事業を実施する。

(4) 女性の活躍・男性の育児休業取得等の推進

【概要】

労働力人口が減少する中、意欲ある女性が活躍できる環境の整備、男性の育児休業の取得や育児短時間勤務の利用を契機とした職場内の業務改善や働き方の見直しにより、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境を構築できるよう企業に対し様々な面から支援、必要な助言・指導等を行う。

【愛知と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 女性の活躍状況や活躍促進のための先進的な取組事例や資料、調査データ等の情報を共有するとともに、これらを活用、情報提供することにより、中小企業に対し、行動計画の策定、その他女性の活躍に向けた取組の支援を図る。
- ◇ 経済団体、労働団体、企業、大学、愛知労働局、中部経済産業局、愛知県で構成する「あいち女性の活躍促進会議」を開催し、企業等における女性の活躍の更なる促進を図るための効果的な方策等について意見交換を行う。
また、「あいち女性の活躍促進会議」の構成員と連携して「あいち女性の活躍促進サミット」を開催し、その中で、女性の活躍に向けた優れた取組を行う企業を表彰する。”
- ◇ 女性の活躍促進を図るため、国家戦略特区制度を活用して、県内で家事支援活動を行う外国人材を特定機関が受け入れる「家事支援外国人受入事業」を実施するにあたり、県と国の関係機関を構成員として設置した「愛知県第三者管理協議会(事務局 愛知県)」を運営し、特定機関の基準適合性の確認や監査等を行う。
- ◇ 「パパママ育休プラス」や育児休業給付の支給率の引上げ等男性の育児休業取得を支援する制度やイクメン啓発活動等の周知を図る。
- ◇ 子育て中または子育てが終了した就職活動中の方を対象とした「マザーズミニ面接会」を定期的で開催する。
- ◇ マザーズハローワークの周知・誘導を積極的に行い、女性の就業促進を図る。
- ◇ 子育て中の女性等が参加する企業説明会を実施する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 企業訪問、セミナー等あらゆる機会を活用し、女性活躍推進法の改正内容の周知徹底を図る。
- ◇ 一般事業主行動計画について努力義務企業とされている労働者数 300 人以下の中小企業に対し、報告徴収の際、行動計画の策定・届出を行うよう働きかけるとともに、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行う。併せて、101 人以上 300 人以下の企業に対し、令和4年4

月の義務化にさきがけての取組を勧奨する。

- ◇ 「女性活躍推進企業データベース」について、学生等の求職者にアピールできる場であることを周知し、各企業等に対して、女性活躍推進の取組状況等を公表するよう促す。
- ◇ 女性活躍の優良企業認定である「えるぼし」及び新設された「プラチナえるぼし」認定に向けて積極的に働きかける。その際、認定が人材確保にメリットがあること、公共調達の際の加点評価があること等を伝えることにより企業が意欲的に取り組むようにする。
- ◇ 愛知県が実施する「女性の活躍推進事業」を積極的に支援する。
- ◇ 男性の育児休業の取得促進を図るため、あらゆる説明会等の機会を捉え、「パパママ育児プラス」並びに「育児休業等制度の個別周知」及び「育児目的休暇の創設」等の制度の周知を行う。
- ◇ あいちマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを設置するハローワーク(名古屋東、豊橋、刈谷、春日井、及び一宮)において、子供連れで利用しやすい環境を一層整備し、担当者制による個々の求職者の状況に応じたきめ細かな就職活動に係るアドバイスを行うとともに、職業相談・職業紹介を実施する。
- ◇ ひとり親家庭や出産・育児等によるブランクがある女性を対象に、キャリアコンサルティングを通じた職業訓練の積極的な活用を図るための就職支援ナビゲーターをあいちマザーズハローワークに配置し職業訓練への誘導・あっせんを行うなど、女性のライフステージに対応した活躍支援に努める。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 女性の活躍促進に向けたメッセージや取組方針等を企業トップが表明する「女性の活躍促進宣言」を募集する。
- ◇ 女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証し、愛知県のホームページでの紹介等を通じて、企業等に女性の活躍に向けた自主的な取組を促していく。
- ◇ 女性の活躍に向けた取組を促進するため、社会保険労務士やキャリアコンサルタント等の女性の活躍促進コーディネーターを企業に派遣し、アドバイスや情報提供を行う。
また、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」となる企業と連携し、県内の企業に対して県施策の活用を働きかける。
- ◇ 若い女性の県外流出防止や県内への流入促進を図るとともに、中小企業における女性の活躍に向けた取組を促進するため、企業の取組の好事例や活躍する女性のロールモデル等の女性の活躍企業の魅力を発信する。
- ◇ 「あいち・ウーマノミクス研究会」を開催し、企業における女性の雇用促進の観点から、現状、課題、取組の方向性について意見交換するとともに、「あいち女性起業家・経営者支援プログラム COMPASS」として女性起業家の事業拡大を支援するプログラムを実施する。
- ◇ ウィンクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内に開設している「あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)」において、出産、育児等を機に離職した女性を対象に、再就職に向けた様々な悩みや不安を解消するため、関係支援機関と連携し、相談・カウンセリングや、職場実習等の支援を行う。

- ◇ 女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の企業に拡大されることから、周知を図るための説明会を開催する。

また、「あいち女性輝きカンパニー」認証企業等に対して専門家を派遣して、一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、Webサイトを活用して支援企業の課題や解決策などを発信する。

- ◇ モノづくり企業における女性管理職登用に関する調査・研究、好取組事例や効果的な手法のWEBサイトでの情報発信、フォーラムの開催により、女性管理職登用に向けた具体的な取組を促す。

(5) 外国人の活躍促進

【概要】

留学生や定住者をはじめとした従来の資格により在留する外国人の活躍・就業促進を図ることに加え、令和元年度に創設された在留資格「特定技能」により在留する外国人材の受入れや共生に向けた環境整備を図る。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知労働局と愛知県、県内大学、企業との連携により、外国人留学生を対象としたインターンシップを実施する。
- ◇ 外国人県民からの一元的相談窓口として、愛知県国際交流協会が運営するあいち国際プラザ内の「あいち多文化共生センター」において、日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語での対応を行うほか、弁護士相談や国の関係機関等と連携した専門相談を行う。
- ◇ 外国人農業支援人材の受入にあたり、県と国の関係機関で構成する「適正受入管理協議会(事務局 愛知県)」を設置し、運営する。
- ◇ 外国人材の適正な受入れや共生に向けた環境整備が適切に行われるよう、関係機関において情報共有や相互連携等を図る「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 名古屋外国人雇用サービスセンターに5か国語に対応した通訳を配置するとともに、外国人集住地域を管轄するハローワークにも通訳員を配置し、きめ細かな支援を行う。
また、定住外国人求職者を対象に、職場における日本語コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーや雇用慣行、各種社会保険制度等に関する知識を習得し、安定的な就職及び職場定着の促進を図ることを目的とした「外国人就労・定着支援研修」(厚生労働省委託事業)の活用促進を行う。
- ◇ 県内ハローワーク及び一部の監督署の外国人労働者相談コーナーにおいて、外国人に対する相談・情報提供及び支援を行う。
- ◇ 外国人留学生の就職環境については、日本特有の就職活動への情報不足及びコロナ禍等により、引き続き厳しいものとなると予想されるため、外国人留学生を対象とした就職フェアを開催するとともに、外国人雇用サービスセンターを中心として、ハローワークと大学との

「外国人留学生就職支援協定」の締結を通じ、留学早期段階から日本の雇用慣習や就職活動時期についてのガイダンスを大学等と連携して行う。また、定着支援のための企業訪問の強化を図り、高度人材の育成を図ることとする。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 「愛知のものづくりを支える留学生受入事業」を実施し、アジア地域から技術系を中心とした留学生の受入を支援し、卒業後、県内企業への就職につなげる。
- ◇ 高度人材である外国人留学生の採用に向けた企業の意識を高め、県内企業のグローバル化を図り、留学生の就職支援や企業と留学生の交流・相互理解を促進することで「留学生の県内就職の支援」を行う「留学生地域定着・活躍促進事業」を実施し、留学生の県内企業への就職者数の増加を目指す。
- ◇ 定住外国人を対象に、介護職員初任者研修と職場実習及び日本語教育を組み合わせた就職支援訓練等を実施する。
- ◇ 定住外国人の雇用促進を図るため、外国人雇用に関する企業向け相談窓口及び外国人向け就職相談窓口の設置、就職面接会の開催等を実施する。
- ◇ 新たに来日した外国人県民がスムーズに生活するための「早期適応研修」のカリキュラムや研修で使用する教材及び指導書を普及・促進するため、企業等におけるモデル実施、カリキュラム等活用人材育成セミナーの開催、ポータルサイトの構築による情報発信等を実施する。

(6) がん等の疾病による長期療養が必要な者に対する就労・両立支援

【概要】

がん診療連携拠点病院等と連携し、がん等の疾病により長期療養が必要な労働者に対する就労支援や、事業主の理解を促進するための取り組みを実施する。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 「長期療養者支援担当者会議」において、愛知労働局、愛知県、がん診療連携拠点病院等関係機関によるネットワークを構築し、相互の取組について理解促進、情報共有を図るとともに、具体的な連携事項を協議し、長期療養者の就職支援に努める。
- ◇ 愛知県がんセンターに設置する個別支援窓口において、長期にわたる療養等が必要な者に対する就職支援を行う（「長期療養者就職支援事業」）。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が治療を続けながら職業生活を継続し、活躍できるよう「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を軸に地域の関係機関等の有機的連携を図るとともに、愛知産業保健総合支援センターが行う個別相談・個別支援等サービスの活用促進を図る。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 治療と仕事の両立支援への理解と普及啓発を図るため、労働者と事業所を対象として治療と仕事の両立支援に係るセミナー（基調講演、両立支援好事例の紹介）を開催する。

- ◇ がん患者については、就労関係機関を始めとした相談窓口等を記載した冊子を作成し、がん診療連携拠点病院等の相談窓口である「がん相談支援センター」等で配布する等、治療と仕事を両立できるよう支援を行う。

【目標】

- ◇ あいち労働総合支援フロア
 - ・キャリアカウンセラー等による個別相談件数 3,000 件以上〔令和3年1月末時点 3,566 件〕
 - ・労働相談件数 3,600 件以上〔令和3年1月末時点 5,045 件〕
 - ・情報コーナー利用件数 16,700 件以上〔令和3年1月末時点 6,313 件〕
- ◇ あいち UIJ ターン支援センターを通じた県内企業への就職決定件数 50 人
〔令和3年1月末時点 62 人〕
- ◇ 移住支援金支給者数 2024 年度までに 658 人〔令和3年1月末時点 6 人〕
- ◇ ヤング・ジョブ・あいちの利用者の就職者数 毎年度過去3年間平均値5%増
〔令和3年1月末時点 4,535 人〕
- ◇ 女性の活躍促進宣言企業数 2,700 社(2025 年度末)〔令和3年1月末時点 1,685 社〕
- ◇ 「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 1,200 社(2025 年度末)
〔令和3年1月末時点 720 社〕
- ◇ 管理的職業従事者に占める女性の割合 20%(2025 年度末)
〔平成29年度末時点 13.5%〕
- ◇ あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジョブ・あいち)の利用件数(年間) 700 件
〔令和3年1月末時点 477 件〕
- ◇ カリキュラム等活用人材育成セミナーの参加企業・団体数 60 団体
〔令和2年度コロナ禍の影響によりセミナー未実施〕

2 働き方改革による労働環境の整備

若者、女性、高年齢者、障害者等が家庭や職場や地域など、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の一億総活躍社会を実現するため、長時間労働の是正や女性の活躍推進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等といった「働き方改革」を推進する。

(1) 長時間労働の削減とワーク・ライフ・バランスの実現

【概要】

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を見直し、労働者の生活スタイルや家庭責任等に対応できる多様な働き方、効率的な働き方、地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進するための取組を実施する。

また、男女問わず、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた働き方ができるよう、企業への周知や支援を実施することにより、働きやすい職場環境づくりの普及拡大を図る。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知労働局、愛知県ほか主要労使経済団体等8機関の共同で採択した「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を引き続き周知するとともに、賛同自治体及び団体に対し、セミナー

の参加勧奨、しわ寄せ防止の周知啓発等の協力を求める。

- ◇ 労働者や使用者、学生などに幅広く、労働基準法をはじめとした労働関係法令等の普及啓発を図る。
- ◇ ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のための啓発活動の一環として、ポスター、チラシ、共同で作成したリーフレット等を活用し、広く県民に対して、くるみんマーク及びプラチナくるみんマークの認知度を高めるとともに、企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定及びプラチナくるみん認定の取得促進を図る。
- ◇ 子育て環境の整備が進むよう、企業に対して、あらゆる機会を捉え、両立支援等助成金や子ども・子育て支援新制度の周知啓発を行い、事業所内保育施設などの設置促進を図る。
- ◇ ワーク・ライフ・バランス推進や少子化対策推進のため、愛知労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出状況の情報提供を愛知県に対して行うとともに、一般事業主行動計画策定・変更届の提出があった企業に対して愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の周知啓発を行う。愛知県は企業に対して一般事業主行動計画の策定及び届出について周知啓発する。
- ◇ 愛知県が主催する愛知県政労使協議会とともに、愛知労働局が主催する「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」を開催し、働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援対策等を協議する。
- ◇ 労働団体・経済団体・行政等で構成する「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」において策定した「あいちワーク・ライフ・バランス行動計画 2021－2025」に基づき、県内全域で「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」を展開し、賛同事業所を募集することで、企業等における定時退社や年次有給休暇取得を促進する。定時退社については、11月の第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」と定め、街頭啓発活動等を実施する。
また、企業等における子育てや介護等との両立支援の取組を促進するとともに、育児等に積極的な男性(イクメン)や部下の仕事と生活の調和を応援する上司(イクボス)の普及拡大に向けた事業等を実施する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 「働き方改革応援レシピ」(愛知労働局にて独自に作成した、働き方改革のヒントとなる改善事例や助成金等の情報を職場環境改善に悩む経営者と専門家等のやり取りを描いた4コマ漫画等を通じて平易に伝えるツール)等について、愛知労働局ホームページ等で情報発信する。
- ◇ 働き方改革推進支援センターの周知を図る。
- ◇ 働き方改革を推進する助成金(働き方改革推進支援助成金など)の利用を促進する。
- ◇ 働き方・休み方改善コンサルタントの訪問指導や雇用均等指導員による報告徴収の機会を捉え、「労働時間等見直しガイドライン」の周知を図るとともに、併せて女性活躍推進法及び次世代法に基づく取組促進に向けた周知・啓発を行う。
- ◇ 時季を捉えた年次有給休暇の取得促進の取組として、連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始のほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を実施する。

- ◇ 報告徴収の実施等により育児・介護休業法の履行確保を図る。
- ◇ 有期契約労働者の円滑な育児休業取得に向けて、あらゆる説明会等の機会を捉え、要件等の緩和について周知徹底を図る。
- ◇ 報告徴収の機会を捉え、介護離職を予防するための企業の取組である「仕事と介護の両立支援対応モデル」等の周知を図る。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 従業員が仕事と育児・介護などの生活を両立できるよう積極的に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録する制度を運用するとともに、そうした取組を専用サイトで紹介すること等を通じて、県内企業への働きやすい職場環境づくりの普及拡大を図る。
- ◇ ウィズコロナ、アフターコロナにおける県内企業の働き方改革の取組等を把握する実態調査を実施するとともに、企業ニーズに応じたテーマによるセミナーや課題解決型のワークショップをオンラインで実施し、中小企業等の働き方改革の取組を支援する。

(2) 良質なテレワークの普及推進

【概要】

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、企業への周知及び支援を行う。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 「愛知県テレワーク推進会議」で検討し、策定した「あいちテレワーク推進アクションプラン」に基づき、テレワークの導入促進を図る。
- ◇ 従業員が個人・家庭の事情にとらわれず働き続けることができる職場環境の整備を図るため、導入事例など情報発信を通じ、テレワークの普及、導入を促進する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 愛知働き方改革推進支援センターと連携して令和3年に改定された「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の周知を行うとともに、人材確保等支援助成金(テレワークコース)等による支援を行う。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 中小企業等へのテレワークの導入促進と定着を図るため、「テレワークサポートセンター」を設置し、テレワークの導入に関する相談、機器操作体験、情報発信、アドバイザー派遣等をワンストップで実施することにより、企業に寄り添った支援を行う。

(3) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

【概要】

企業に対する労働時間削減や公正な待遇に向けた助言等の支援など、地域で安心して働くことができる労働環境整備を図る。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 中小企業・小規模事業者の生産性向上と事業場内最低賃金の引き上げを図るため、改定される愛知県最低賃金額の周知と、業務改善のための支援を行う。
- ◇ 国家戦略特別区域法に基づいて愛知県に設置された「雇用労働相談センター」において、新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、採用や解雇といった日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるように支援する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 労働基準監督署の労働時間相談・支援班が、中小事業者に対しツールを用いて労働時間削減等に向けた助言等の支援を行うとともに、働き方改革推進支援センターの利用勧奨を行う。
- ◇ 愛知県が「愛知県公契約条例」に基づき実施する「労働環境の整備が図られていることを確認するための措置」について、その周知に協力するとともに、労働関係法令に関する問い合わせに対し助言等を行う。
- ◇ 雇用形態に関わらない公正な待遇について、報告徴収等の実施により、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の履行確保を図る。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 「愛知県公契約条例」に基づき、一定規模以上の工事請負契約及び清掃等の業務委託契約について、事業者に対し、労働関係法令等の遵守状況及び賃金支払状況について報告を求めるなど、労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずる。
- ◇ 若者の職場定着を図るため、職場内で若者の指導・相談に対応できる人材の養成を支援する講座や若手社員向けのセミナーを開催する。
また、中小企業の経営者、管理職を対象に、若者が定着する魅力ある職場づくりをテーマとしたシンポジウムを開催する。

【目標】

- ◇ 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の新規登録企業数(年間) 130 社
〔令和3年1月末時点 87 社〕
- ◇ 「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」の賛同事業所数 延べ 45,000 事業所/年
〔延べ 44,430 事業所〕
- ◇ 県内企業の年次有給休暇取得日数 10 日/年 〔令和3年1月末時点 9.3 日/年〕

3 障害者の活躍促進

障害者の障害特性に応じたきめ細かな就職支援と職場定着支援を推進するとともに、企業に対しても障害者の受入れから定着までの支援を実施する。

また、障害者の雇用促進を図るため、障害者法定雇用率が未達成である県内企業に対し、雇用率達成指導を一層厳正に推し進め、産業界、地方自治体へ働きかけて意識向上を図る。

(1) 「あいち障害者雇用総合サポートデスク」等による就労・定着支援の強化

【概要】

令和元年度に設置した「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、障害者の受入れから職場定着までの企業支援を支援機関と連携して実施するほか、関係機関による就労・定着支援の強化を図る。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ ウィンクあいち 17 階の「あいち労働総合支援フロア」内に開設している「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、障害者の受入れから職場定着までの企業支援を支援機関と連携して行う。
- ◇ 障害者雇用に取り組む企業の優良事例やテレワーク等のモデルケースを収集し、広く情報発信することにより障害者雇用の促進を図る。
- ◇ 圏域ごとに開催される障害者就業・生活支援センター主催の「連絡会議」に、愛知労働局担当者、愛知県担当者がともに参加し、効果的な支援を実施するための役割分担、連絡方法及び具体的な支援方法についての検討、情報交換を行う。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 障害者と企業の双方の不安解消と相互理解の促進を図る上で職場実習制度を用いることが有効であることから、職場実習受入先企業を開拓し、企業と障害者との職場実習のマッチングを推し進め雇用につなげる。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 主に福祉施設の職員を対象に、障害者の職場定着支援を担う就労支援者を養成する研修を実施する。また、障害者就業・生活支援センターの担当者等を対象に、スキルの向上を目的とする研修を実施し、定着支援の強化を図る。
- ◇ 「愛知県若年性認知症総合支援センター」において、関係機関と連携して、若年性認知症の人の就労継続及び就業に向けた支援を行う。

(2) 企業に対する障害者の雇入れ支援等の強化と雇用率達成指導等の強化

【概要】

低迷する民間企業の障害者実雇用率を、令和5年度までの間に、法定雇用率の水準まで引き上げていくことを目標に掲げ、関係機関と強力に連携し、様々なアプローチで障害者の雇用対策に取り組んでいく。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 障害者の雇用の促進及び拡大に向けて、愛知県内の主要経済団体を訪問し、愛知県知事・愛知労働局長の連名文書による協力要請を行うとともに、未達成企業に対しても連名の要請文を送付し、協力を依頼する。
- ◇ 障害者就職面接会等のマッチング機会の場面を活用し、雇用要請を実施する。
- ◇ 企業トップ等に対する「障害者雇用促進トップセミナー」を開催する。

- ◇ コロナ禍の中、感染防止対策を講じながら、企業と障害者のマッチングの機会を作る。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 障害種別の中でも、特に増加傾向にある精神障害者、発達障害者の雇用促進が重要であることから、一般従業員の障害者雇用についての理解促進を図るため、精神疾患(発達障害を含む)の種類、精神・発達障害の特性、共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)等について解説する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催する。
- ◇ 未達成企業に対し雇用率達成指導の強化を図る。特に、障害者雇用ゼロ企業に対しては、障害者雇用に係る意識啓発を図るとともに、職場実習や特定求職者雇用開発助成金をはじめとする助成金、就労支援機関等を活用した企業向けチーム支援を推進する。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 精神障害者の雇用を促進するため、障害者、企業双方の支援を一体的に行う面接会等を行う。
- ◇ 障害者雇用を促進するため、障害者を初めて雇用する中小企業に対し奨励金を支給する。

【目標】

- ◇ 民間企業の障害者実雇用率 2023年度までに 2.3%
〔令和2年6月1日末時点 2.08%〕
- ◇ あいち障害者雇用総合サポートデスクの利用件数 4,000件
〔令和3年1月末時点 3,842件〕

4 就職氷河期世代の活躍支援

関係機関との連携による「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう社会気運の醸成を図るとともに、正規雇用に向けた具体的な数値目標を立てて、3年間(令和2年度～令和4年度)で集中的に取り組んでいく。

(1) 社会気運の醸成・効果的な周知広報の実施

【概要】

支援対象者が就労や正社員化に向けて具体的に行動することを促すため、国の各種支援策について、本人だけでなく家族や関係者に対し、各種メディア等を活用した積極的な広報を展開する。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知労働局、愛知県、県内市町村、関係行政機関、経済団体、労働団体、業界団体、支援団体等で構成する「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「あいちPF」という。)を設置し、あいちPFが中心となって、社会全体で就職氷河期世代の就職や正社員化、職場定着の促進及び多様な社会参加を支援する気運の醸成を図る取組を推進する。

- ◇ 就職氷河期世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するというメッセージを、本人だけでなく家族や関係者に効果的に伝え、具体的な行動を促すため、あいちPFの構成機関・団体の広報誌、ホームページ、SNS等による周知及び、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、図書館等を活用した広報を実施する。

(2) 不安定な就労状態にある者への支援

【概要】

ハローワークに専門窓口を設置し、不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチーム支援を実施するとともに、民間事業者の活用や企業への助成金の強化など、オンラインも活用した様々な方向からの支援を実施する。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 就職氷河期世代のマッチングを図る就職面接会や企業説明会等を開催する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ ハローワークに専門窓口を設置し、不安定な就労状態にある方一人一人が置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、就労・生活支援アドバイザーを配置し、個々人に即した、生活設計面から就職、その後の定着支援までの職業相談を行う。

また、就職支援コーディネーターを配置し、事業主に対して助言、求人の開拓等を行い、就労・生活支援アドバイザーと共に、支援チームを結成し支援計画を作成し、当該支援計画に基づいた支援メニューを、コーディネートする。

併せて、地域の経済団体、支援機関、求人者、求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた的確な職場実習・体験の機会をコーディネートする。”

- ◇ 委託事業として、民間職業紹介事業者の創意工夫を活用したキャリアキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援を行う。
- ◇ 職業経験の不足等から安定的な就職が困難な求職者等を雇い入れた事業主に支給する「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」や、労働者に対し職業訓練等を計画的に実施した事業主に支給する「人材開発支援助成金」及び企業内でのキャリアアップを促進する取組を実施した事業主に対して助成する「キャリアアップ助成金」の活用を通じて、正社員転換の促進を図る。
- ◇ 短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援する本省委託の「短期資格等習得コース事業」の周知・広報、訓練生の募集、職場体験等の実施協力、また、職業訓練受講給付金の案内も併せて行う。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 不安定な就業を余儀なくされている方や長期間無業の状態にある方等の就職・正社員化を支援するため、キャリアカウンセリング、社会人基礎力を学ぶための研修及び紹介予定派遣制度を活用した職場実習等を実施する。
- ◇ 地方公務員の中途採用について、県において経歴不問の中途採用試験の実施や対象者への一層の周知に取り組むとともに、市町村に実施を働きかける。
- ◇ 職場体験等を通じた職業意識の啓発や、訓練受講意欲の喚起を行うため、座学に加え、

企業実習やジョブカードによるキャリアコンサルティングを組み合わせた民間委託型職業訓練を実施する。

(3) 長期間無業状態にある者への支援

【概要】

若年無業者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう職業的自立と就職後の定着支援を行うことを目的に実施している「地域若者サポートステーション事業」を活用し、就職氷河期世代の長期間無業者に対する支援を実施する。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

◇ 地域若者サポートステーションにおいて臨床心理士や公認心理師などの専門家による心理カウンセリングを実施する。

【愛知労働局が実施する業務】

◇ 地域若者サポートステーション事業において 49 歳までの就職氷河期世代の無業者に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進する。

【愛知県が実施する業務】

◇ あいち労働総合支援フロア等において在宅就業(内職)相談及びあつ旋を実施する。

(4) 社会参加に向けた支援が必要な者への支援

【概要】

あいちPFを活用し、社会参加に向けた支援を実施するとともに、社会参加から就業、職業的自立につながられるよう、関係機関が連携し切れ目のない支援を実施する。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

◇ 市町村プラットフォームにおける好事例や課題等を収集し、あいちPF内で情報共有し、課題の解決に向けた好事例の全県的波及を図るための必要な検討を行うとともに、市町村プラットフォームに還元する。

【愛知県が実施する業務】

◇ アウトリーチ支援員を県福祉相談センターに配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等との連携強化を図り、多機関と連携して本人に寄り添った支援を実施する。

◇ より身近な市町村において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、県精神保健福祉センター(あいちひきこもり地域支援センター)に配置した市町村支援員を中心に、相談窓口の整備や市町村プラットフォーム等に対する技術的支援を行う。

【目標】

◇ 就職氷河期世代の正規雇用者数を令和2年度から令和4年度までの3年間で
17,700 人(5,900 人/年)増 [令和3年 1 月末時点 3,637 人]

5 産業人材育成の促進

経済のグローバル化や少子高齢化の中で、経済を成長軌道に乗せるため、モノづくり産業や人手不足産業における人材の育成・確保を促進するための施策を検討のうえ推進する。

(1) 地域の社会経済活動を支える人材の確保・育成

【概要】

関係業界の処遇改善、職場環境の改善を支援するとともに業界のイメージアップを図り、特に中小企業の採用支援、また採用後の職場定着支援を推進する。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知県福祉人材センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- ◇ 愛知県ナースセンターが名古屋中人材マッチング・就職支援コーナー(毎月1回)、名古屋東、名古屋南の各人材確保対策コーナー(毎週1回)、半田ハローワーク(毎月2回)及び豊橋・岡崎・一宮・豊田・刈谷・豊川・春日井の各ハローワーク(各毎月1回)を巡回し、看護職として復職を目指す方に対し巡回相談を実施する。
- ◇ 愛知県保育士・保育所支援センターがハローワークで巡回相談を実施する。
- ◇ 実務者会議等を活用するなどにより、介護人材確保対策を加速化する事業について協議していく。
- ◇ 保育士として就職を希望する者のマッチングを推進するため、潜在保育士向け研修及び保育所就職支援フェアを開催する。
- ◇ 愛知県が主催する「介護の日」にちなんだ普及啓発事業において、愛知労働局と連携した取組を含め、より効果的な事業実施により、介護人材の確保・定着に努める。
- ◇ ハローワーク名古屋中人材マッチング・就職支援コーナーが毎月1～2回開催する「介護と看護の就職相談会」に愛知県ナースセンターのブースを設置し、看護職として復職を目指す方に対し就職支援を実施する。
- ◇ 「介護就職デイ」の開催にあたって、愛知県及び愛知県福祉人材センターのホームページの関連情報へのリンクを設定することにより周知・広報等を図る。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、愛知労働局、愛知県、機構及び県福祉人材センターが連携強化し就職支援に取り組む。
- ◇ 農林漁業に関し、ハローワーク、関係団体との意見交換会を実施するとともに、農林漁業へのマッチングを促進するため、就職ガイダンス及び就職面接会を開催する。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 厚生労働省委託事業である「建設労働者雇用支援事業」「つなぐ化事業」「建設労働者育成支援事業」を実施する。
- ◇ 関係事業主団体と連携して建設分野で働く「魅力」「やりがい」を広く周知するとともに、新規大学等卒業者等を対象とした合同企業説明会を実施する。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 各種学校等へ委託して、建設(建設機械)、介護、保育の訓練を実施する。
- ◇ 人材育成の取組が優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」を実施する。
- ◇ 介護サービス事業所での先進的な取組事例を発表・表彰する「あいち介護サービス大賞」を開催し、介護に携わろうとする学生等の関心を喚起することにより、介護人材のすそ野の拡大を図る。
- ◇ 介護職への理解促進とイメージアップのため、若い世代を対象としたPR活動、高校生などを対象とした施設見学、学校への出張セミナー、希望者に対する職場体験事業を実施する。
- ◇ 介護の仕事への理解を促進し、介護人材のすそ野の拡大を図るため、「介護技術コンテスト」を開催する。
- ◇ 愛知県及び関係機関が実施する農林漁業関連施策について、愛知労働局に提供するほか関係機関への情報提供を実施する。
- ◇ ウィンクあいち内に設置した愛知県ナースセンター名駅支所において、未就業の看護師等に対する無料職業紹介事業などを実施する。
- ◇ キャリア支援専門員等を設置し、ハローワークや介護事業所等を巡回訪問し各種相談に応じる。
- ◇ 福祉・介護の就職総合フェアを開催する。
- ◇ 林業への就業希望者を対象に、西三河及び東三河流域において、就業ガイダンスを開催する。

(2) 産業界・地域のニーズを踏まえた訓練等の実施

【概要】

産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズに対応しつつ、人材不足が深刻な分野や成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置いて、職業訓練等を実施していくとともに、愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部(以下「機構」という。)との連携により策定した公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な職業訓練実施計画に基づき、愛知県内における公的職業訓練の計画的かつ効果的な展開を行う。

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

- ◇ 愛知労働局、県、機構の訓練業務担当者において、ニーズ調査を行う対象や調査項目などを整理検討した上で、情報を各機関で共有し、ニーズに対応し、正社員就職に繋がるよう効果的な訓練コースの設定に向けて、公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的な実施計画の策定に取り組む。
- ◇ 公的職業訓練の認知度を上げ、幅広く情報提供を行うため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズやロゴマーク、ハロートレーニングアンバサダー(AKB48 チーム8)を活用し、広報・周知を図っていく。
- ◇ ハローワーク職員の職業訓練に対する理解を深め、職業相談窓口における職業訓練への能動的な誘導を図るため、募集開始に合わせた適切な時期に公共職業訓練施設及び訓

練実施機関の見学会を実施する。

- ◇ 職業訓練受講者に対して、訓練修了前に就職状況についてのアンケートを実施し、そこで得られた情報をハローワークと高等技術専門校、愛知障害者職業能力開発校等の訓練実施機関で共有のうえ、連携して就職支援を実施していく。

【愛知労働局が実施する業務】

- ◇ 公的職業訓練の効果的で実効的運用とするために「愛知地域訓練協議会」を開催し、地域における求職者の動向や訓練ニーズを踏まえた「愛知県地域職業訓練実施計画」を策定する。
- ◇ 企業がAI、IoT、RPAなどのIT技術を活用した省力化や生産性向上を積極的に進めるため助成金の利用促進及び関係機関・団体、金融機関、IT関連民間企業などと連携し、企業向けIT技術を活用した生産性向上事例の情報提供等を行う。
- ◇ 人手不足対策、長時間労働対策、テレワーク対策など企業のニーズにあったIT機器の紹介及びIT機器導入に伴う助成金の活用方法、さらにIT機器導入に伴う問題解決ができない場合の専門機関への紹介などきめ細かな対応により生産性の向上を支援する。
- ◇ 企業ニーズに適合するよう求職者の職業能力を高めるために、公的職業訓練の積極的な受講を促す。
- ◇ 職業訓練修了前の受講者に対する就職意欲の喚起を行い、求人情報を提供とともに就職促進支援を実施する。
- ◇ 第4次産業革命による産業構造の変化に対応するため、労働者の能力開発が一層重要となることから、IT技術を習得できる機会に乏しい中小企業や製造現場等で働く人向けにIT力の強化を図るための訓練コースを実施し生産性の向上を支援する
- ◇ 職業選択やキャリア形成の方向付けを行うため、ジョブ・カードを活用した職業相談を実施し、職業訓練への能動的な誘導を実施する。
- ◇ 中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援するための専門実践教育訓練給付金制度、速やかな再就職と早期のキャリア形成を支援する特定一般教育訓練給付金の周知・広報に取り組み、キャリアアップ・キャリアチェンジの促進を図り、安定的な就労への支援に努める。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 企業訪問等により、公共職業訓練における訓練ニーズを発掘するとともに、訓練実施機関等へ情報を提供する。
- ◇ 訓練ニーズに即した公共職業訓練(障害者向けを含む(施設内訓練、在職者訓練、委託訓練))を設定する。
- ◇ 訓練ニーズに即した公共職業訓練を実施するために、指導員が指導員研修を積極的に受講し、指導力向上を図る。
- ◇ 本県のモノづくり産業の維持・発展に不可欠なデジタル人材の確保・育成と県内大学の取組姿勢のアピールを目的として、産・学・行政の連携により「大学対抗ハッカソン」を開催する。
- ◇ 企業内のデジタル活用人材の育成に関する研修会や経営者向けのセミナーなどを開催

する。

(3) モノづくりの基盤を支える技術者・技能者の育成

【概要】

資金やノウハウに限界がある中小企業に対し、モノづくり基盤を支える技術者・技能者を育成するための支援を行う。また、若者へモノづくりの魅力発信を強化するとともに、地域の業界団体・企業等の人材ニーズを把握し、若年技能者の人材育成支援等を行う。”

【愛知労働局と愛知県が共同で実施する業務】

◇ 技能五輪国際大会の本県開催に向けた招致機運醸成事業を行う。

【愛知労働局が実施する業務】

◇ 愛知県産業人材育成支援センターと連携を図り、ハローワーク利用者に対し、各種の産業人材育成支援策や「モノづくり愛知」の基盤を支える人材育成の機運の醸成に向けたPRを実施するとともに、産業人材育成ポータルサイトを積極的に活用し、職業訓練情報等の提供を図る。

【愛知県が実施する業務】

- ◇ 将来のモノづくりあいちを支える技能者育成を図るため、熟練技能者を「あいち技の伝承士」として「あいち技能伝承バンク」に講師登録し、中小企業等への講師紹介や講師派遣により、実技指導などの支援を行う。
- ◇ 小・中学生を対象としたロボット製作・プログラミング制御の技能競技大会を開催する。
- ◇ 県、国、団体等で行われている職業訓練・研修等の情報、キャリア教育情報を一元化、見える化するるとともに、中小企業の魅力を発信するポータルサイトを運営する。
- ◇ 産業人材育成連携コーディネーターによる産業人材育成に関する相談対応や情報の提供、個々の中小企業のニーズに応じた各種人材育成事業のコーディネート等を行う愛知県産業人材育成支援センターを運営する。
- ◇ 中小企業の経営者を対象に人材育成の重要性を啓発するため、外部講師による講話や意見交換を行う「あいち経営者人材育成塾」を開催する。
- ◇ 小・中学校及び特別支援学校を対象に技能五輪のメダリスト等による技能者出前講座を行うとともに、大会を目指す選手が行う練習の見学会を実施する。
- ◇ 技能五輪・アビリンピックや技能に対する関心をさらに高めていくことを目的に、技能競技大会等に関する情報を SNS 等を活用して継続的に発信する。

【目標】

- ◇ 産業人材育成ポータルサイト総ページビュー件数 90,000 件
〔令和3年1月末時点 54,107 件〕
- ◇ 県立高等技術専門学校による企業訪問件数 620 件〔令和3年1月末時点 324 件〕
- ◇ 指導員研修受講率 100%(年間受講延べ回数／指導員数)
〔令和3年1月末時点 100%(58/58)〕

◇ 公共職業訓練の就職率

学卒者訓練(普通課程) 95%以上

離職者訓練(短期課程) 80%以上、

委託訓練(雇用セーフティネット対策訓練) 75%以上

◇ 公共職業訓練施設見学会の実施

施設内訓練 4校〔令和3年1月末時点4校〕

参加ハローワーク職員・相談員数 50名〔令和3年1月末時点33名〕

委託訓練 訓練実施機関 20施設〔令和3年1月末時点1施設〕

参加ハローワーク職員・相談員数 100名〔令和3年1月末時点1名〕